



# 佐賀県公報

平成19年  
9月14日  
(金曜日)  
第12956号

◎印は、県例規集に登載するもの

## 目次

◎佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則 (六四・生産者支援課) 一

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (四八七・長寿社会課) 三

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (四八八・ ) 三

○漁業災害補償法に基づく漁獲共済に係る加入区設定 (四八九・生産者支援課) 三

○漁業災害補償法に基づく養殖共済に係る区域の設定 (四九〇・ ) 八

## 公 告

○クリーニング師試験の実施 (生活衛生課) 九

○県営二位道地区土地改良事業決定 (農地整備課) 一〇

## 人事委員会事項

◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (規則・一八) 一〇

## 海区漁業調整委員会事項

○第一種区画漁業権(のり養殖業) 漁場の適正な漁業秩序の維持を

図るための指示 (佐賀県有明海区漁業調整委員会指示・一九) 一〇

○ムツゴロウの採捕の禁止 ( ) 二〇

### 公布された規則のあらまし

◎佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第六四号)

1 県が行う農業改良資金の貸付けに係る資金の貸付けを受けようとする者は、従来のとおり連帯保証人を立てるか、又は担保の提供をしなければならないこととした。(第九条及び様式第三号関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

## ○規 則

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月十四日

佐賀県知事 古 川 康

### ◎佐賀県規則第六十四号

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県農業改良資金貸付規則(平成十四年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「という。」は、「の下に」知事が相当と認める担保を提供し、又は」を加え、同条第二項中「直貸申請者」を「直貸申込者」に改める。

第十条第一項中「直貸申請者」を「直貸申込者」に改める。

第十一条第二項及び第十二条中「直借申込者」を「直貸申込者」に改める。

様式第三号の裏面中「丙」という。)の「」を「若しくは物上保証人(以下「丁」という。)」を加え、「これに準ずる」を「これらに準ずる」に改める。

「(調査)

第4条 乙は、甲又は甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査するときは、これに協力しなければならない。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙又は丙は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

<p>「 (調査)</p> <p><b>第4条</b> 乙は、甲又は甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査するときは、これに協力しなければならない。</p> <p>2 乙及び丁は、甲の職員その他甲の依頼を受けた者が、担保物件に立ち入る等により調査するときは、これに協力しなければならない。 (弁済充当の指定権)</p> <p><b>第5条</b> 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。」</p> <p>「 (法定代位者の変動)</p> <p><b>第8条</b> 乙又は丙は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。</p> <p>2 丙は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても異議を申し立てない。 (法定代位者が弁済した場合の求償制限)</p> <p><b>第9条</b> 連帯債務者及び丙は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使しない。 (合意管轄)</p> <p><b>第10条</b> 乙、丙、連帯債務者及び甲は、この契約に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。</p> <p>「 (担保の提供)</p> <p><b>第8条</b> 乙又は丁は、別に締結する担保設定契約に従い、この契約に基</p>	<p>づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。</p> <p>(担保の保全)</p> <p><b>第9条</b> 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならない。</p> <p>2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。</p> <p>(担保の追加)</p> <p><b>第10条</b> 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。</p> <p>2 甲は、担保の変更に關し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。</p> <p>(法定代位者の変動)</p> <p><b>第11条</b> 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。</p> <p>2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても異議を申し立てない。 (法定代位者が弁済した場合の求償制限)</p> <p><b>第12条</b> 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使しない。</p> <p>(担保の処分)</p> <p><b>第13条</b> 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格</p>
--	--

等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該債務を直ちに弁済する。

（合意管轄）

第14条 乙、丙、連帯債務者、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第四百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十九年九月十四日

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	介護ショップひとつや	武雄市武雄町大字武雄七二七二番地	平成一九・九・一

●佐賀県告示第四百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり当該指定介護予防サービス事業を廃

止した旨の届出があった。

平成十九年九月十四日

佐賀県知事 古 川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売	介護ショップひとつや	武雄市武雄町大字武雄七二七二番地	平成一九・九・一

●佐賀県告示第四百八十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項第一号の規定による一定の水域並びに同項第二号の規定による一定の区域及び区分を次のように定める。

なお、漁業災害補償法に基づく漁獲共済に係る加入区設定（平成十七年佐賀県告示第二十七号）は、廃止する。

平成十九年九月十四日

佐賀県知事 古 川 康

一 法第百四条第一号に掲げる漁業あわびをとる漁業

加入区の名称	水 域
浜崎加入区	松共第一号の漁業権の漁場の区域
唐津市第一加入区	松共第二号の漁業権の漁場の区域
唐津市第二加入区	松共第三号の漁業権の漁場の区域
唐津市第三加入区	松共第四号の漁業権の漁場の区域
唐津市第四加入区	松共第五号の漁業権の漁場の区域
唐津市第五加入区	松共第六号の漁業権の漁場の区域
唐津市第六加入区	松共第七号の漁業権の漁場の区域
唐津市第七加入区	松共第八号の漁業権の漁場の区域

区 域		区 分	
唐津市第八加入区	松共第八号の漁業権の漁場の区域	唐津市第三区域(唐津市漁業協同組合の区域のうち旧妙見漁業協同組合の区域)	3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業
唐津市第一加入区	松共第九号及び松共第十号の漁業権の漁場の区域	唐津市第四区域(唐津市漁業協同組合の区域のうち旧唐房漁業協同組合の区域)	1 主として一本釣り漁業 2 主としてごち網漁業
唐津市第二加入区	松共第九号及び松共第十号の漁業権の漁場の区域	唐津市第五区域(唐津市漁業協同組合の区域のうち旧相賀漁業協同組合の区域)	1 主として一本釣り漁業 2 主としてごち網漁業
唐津市第三加入区	松共第九号の漁業権の漁場の区域	唐津市第六区域(唐津市漁業協同組合の区域のうち旧湊浜漁業協同組合の区域)	1 主として一本釣り漁業 2 主としてごち網漁業 3 主として小型まき網漁業(十トン未満の漁船によるもの)
唐津市第四加入区	松共第十一号の漁業権の漁場の区域		4 小型機船底びき網漁業(えび漕網漁業)
加部島加入区	松共第十一号の漁業権の漁場の区域		5 中型まき網漁業(二十トン以上百トン未満のもの)
小川島加入区	松共第十二号の漁業権の漁場の区域		
鎮西町第一加入区	松共第十三号及び松共第十五号の漁業権の漁場の区域		
鎮西町第二加入区	松共第十四号の漁業権の漁場の区域		
鎮西町第三加入区	松共第十五号及び松共第十八号の漁業権の漁場の区域		
鎮西町第四加入区	松共第十六号の漁業権の漁場の区域		
鎮西町第五加入区	松共第十七号の漁業権の漁場の区域		
外津加入区	松共第十八号及び松共第十九号の漁業権の漁場の区域		
飯屋加入区	松共第十九号の漁業権の漁場の区域		
肥前加入区	松共第二十号及び松共第二十一号の漁業権の漁場の区域		
高串加入区	松共第二十一号の漁業権の漁場の区域		
大浦浜加入区	松共第二十二号の漁業権の漁場の区域		
波多津加入区	松共第二十三号の漁業権の漁場の区域		
二 法第百四条第二号に掲げる漁業			
浜崎区域(浜崎漁業協同組合の区域)	1 主として一本釣り漁業 2 1に掲げる漁業以外の漁業	唐津市第五区域(唐津市漁業協同組合の区域のうち旧相賀漁業協同組合の区域)	1 小型定置漁業 2 1に掲げる漁業以外の漁業
唐津市第一区域(唐津市漁業協同組合の区域のうち旧満島漁業協同組合の区域)	1 小型機船底びき網漁業(えび漕網漁業) 2 1に掲げる漁業以外の漁業		
唐津市第二区域(唐津市漁業協同組合の区域のうち旧高島漁業協同組合)	1 小型機船底びき網漁業(えび漕網漁業) 2 小型定置漁業		

唐津市第七区域(唐津市漁業協同組合の区域のうち旧神集島漁業協同組合の区域)	6 満の漁船によるもの 1から5までに掲げる漁業以外の漁業	唐津市第七区域(唐津市漁業協同組合の区域のうち旧名護屋岡漁業協同組合の区域)	5 4 3 2 1 主として一本釣り漁業 主としていわし敷網漁業 主としてさし網漁業 主として小型機船底びき網漁業(えび漕網漁業以外のもの)	屋形石区域(屋形石漁業協同組合の区域)	6 5 4 3 2 1 小型定置漁業 1から5までに掲げる漁業以外の漁業	呼子町第一区域(呼子町漁業協同組合の区域のうち旧呼子町漁業協同組合の区域)	7 6 5 4 3 2 1 主として一本釣り漁業 主としてさし網漁業 主として船びき網漁業 あまだいはえ縄漁業(二十トン未満の漁船によるもの)	呼子町第二区域(呼子町漁業協同組合の区域のうち旧呼子町浦方漁業協同組合の区域)	3 2 1 主として一本釣り漁業 主として船びき網漁業 1及び2に掲げる漁業以外の漁業	呼子町第三区域(呼子町漁業協同組合の区域のうち旧小友漁業協同組合の区域)	3 2 1 主としていわし敷網漁業 主として小型機船底びき網漁業(えび漕網漁業以外のもの) 1及び2に掲げる漁業以外の漁業	呼子町第四区域(呼子町漁業協同組合の区域のうち旧片島本部漁業協同組合の区域)	2 1 主として一本釣り漁業 1に掲げる漁業以外の漁業	加部島区域(加部島漁業協同組合の区域)	2 1 主として一本釣り漁業 1に掲げる漁業以外の漁業	小川島区域(小川島漁業協同組合の区域)	3 2 1 主として一本釣り漁業 主として小型機船底びき網漁業(えび漕網漁業以外のもの) 二十トン未満の漁船漁業
鎮西町第一区域(鎮西町漁業協同組合の区域のうち旧名護屋岡漁業協同組合の区域)	5 4 二十トン以上百トン未満の漁船漁業 1から4までに掲げる漁業以外の漁業	鎮西町第二区域(鎮西町漁業協同組合の区域のうち旧波戸漁業協同組合の区域)	7 6 5 4 3 2 1 主として一本釣り漁業 主としてさし網漁業 主として船びき網漁業 小型定置漁業 二十トン未満の漁船漁業 1から4までに掲げる漁業以外の漁業	鎮西町第三区域(鎮西町漁業協同組合の区域のうち旧唐島漁業協同組合の区域)	5 4 3 2 1 主として一本釣り漁業 主としていわし敷網漁業 小型定置漁業 1から4までに掲げる漁業以外の漁業	鎮西町第四区域(鎮西町漁業協同組合の区域のうち旧加唐島漁業協同組合の区域)	4 3 2 1 主として一本釣り漁業 主としてさし網漁業 主としてはえ縄漁業 主として小型機船底びき網漁業(えび漕網漁業以外のもの) 小型定置漁業 いか釣り漁業(二十トン未満の漁船によるもの)	鎮西町第五区域(鎮西町漁業協同組合の区域のうち旧馬渡島漁業協同組合の区域)	8 7 6 5 4 3 2 1 主として一本釣り漁業 主としてはえ縄漁業 小型ふぐ漁業及びあまだいはえ縄漁業								

<p>外津区域(外津漁業協同組合の区域)</p>	<p>仮屋区域(仮屋漁業協同組合の区域)</p>	<p>肥前第一区域(肥前漁業協同組合の区域のうち晴気及び星賀の区域)</p>	<p>肥前第二区域(肥前漁業協同組合の区域のうち駄竹及び向島の区域)</p>	<p>(二十トン未満の漁船によるもの)                  4 3以外の二十トン未満の漁船漁業                  5 二十トン以上五十トン未満の漁船漁業                  6 五十トン以上百トン未満の漁船漁業                  7 1から6までに掲げる漁業以外の漁業</p>	<p>1 主として一本釣り漁業                  2 主としてえ縄漁業                  3 小型定置網漁業                  4 二十トン未満の漁船漁業                  5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業</p>	<p>1 主として一本釣り漁業                  2 主として一そごち網漁業                  3 主として小型まき網漁業                  4 主としてさし網漁業                  5 主として船びき網漁業                  6 小型機船底びき網漁業(えび漕網漁業)                  7 小型定置漁業                  8 1から7までに掲げる漁業以外の漁業</p>	<p>1 主として一本釣り漁業                  2 主として一そごち網漁業                  3 主としてえ縄漁業及び小型まき網漁業                  4 主としてさし網漁業                  5 主として船びき網漁業                  6 落し網漁業                  7 ます網漁業                  8 二十トン未満の漁船漁業                  9 1から8に掲げる漁業以外の漁業</p>	<p>肥前第三区域(肥前漁業協同組合の区域のうち京泊及び苜津の区域)</p>	<p>高串区域(高串漁業協同組合の区域)</p>	<p>大浦浜区域(大浦浜漁業協同組合の区域)</p>	<p>波多津区域(波多津漁業協同組合の区域)</p>	<p>佐賀県有明海第一区域(佐賀県有明海漁業協同組合の地区のうち旧千代田町漁業協同組合の区域)</p>	<p>佐賀県有明海第二区域(佐賀県有明海漁業協同組合の地区のうち旧諸富町漁業協同組合の区域)</p>	<p>佐賀県有明海第三区域(佐賀県有明海漁業協同組合の地区のうち旧早津江漁業協同組合の区域)</p>	<p>1 主として一本釣り漁業                  2 主として一そごち網漁業                  3 主としてえ縄漁業及び小型まき網漁業                  4 主として船びき網漁業                  5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業</p>	<p>1 主として一本釣り漁業                  2 主としてえ縄漁業                  3 主として船びき網漁業                  4 小型機船底びき網漁業(えび漕網漁業)                  5 小型まき網漁業(二十トン未満の漁船によるもの)                  6 5に掲げる漁業以外の二十トン未満の漁船漁業                  7 1から6までに掲げる漁業以外の漁業</p>	<p>1 主として一本釣り漁業                  2 主として一そごち網漁業                  3 主としてさし網漁業                  4 主として船びき網漁業                  5 小型機船底びき網漁業                  6 1から5までに掲げる漁業以外の漁業</p>	<p>1 主としてさし網漁業                  2 主としてえ縄漁業                  3 主として船びき網漁業                  4 二十トン未満の漁船漁業                  5 二十トン以上百トン未満の漁船漁業                  6 1から5までに掲げる漁業以外の漁業                  小型漁船漁業</p>	<p>"</p>	<p>"</p>
--------------------------	--------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--------------------------	----------------------------	----------------------------	---	--	--	--	--	--	--	----------	----------



明海漁業協同組合の地区のうち旧大浦漁業協同組合の区域

2 1に掲げる漁業以外の漁業

●佐賀県告示第四百九十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の三第一項第二号の規定により、一定の区域を次のように定める。  
 なお、漁業災害補償法に基づく養殖共済に係る区域の設定（平成十七年佐賀県告示第二十九号）は、廃止する。  
 平成十九年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

一 法第二百二十五条の二に掲げる漁業のり等特定養殖業（のり養殖業）

加入区	加入区	加入区	加入区	加入区	加入区	加入区	加入区	加入区	加入区	加入区	加入区	加入区	加入区	加入区	加入区
特定養殖佐賀県有明海第一加入区	特定養殖佐賀県有明海第二加入区	特定養殖佐賀県有明海第三加入区	特定養殖佐賀県有明海第四加入区	特定養殖佐賀県有明海第五加入区	特定養殖佐賀県有明海第六加入区	特定養殖佐賀県有明海第七加入区	特定養殖佐賀県有明海第八加入区	特定養殖佐賀県有明海第九加入区	特定養殖佐賀県有明海第十加入区	特定養殖佐賀県有明海第十一加入区	特定養殖佐賀県有明海第十二加入区	特定養殖佐賀県有明海第十三加入区	特定養殖佐賀県有明海第十四加入区	特定養殖佐賀県有明海第十五加入区	特定養殖佐賀県有明海第十六加入区
佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧千代田町漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧諸富町漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧早津江漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧大詫間漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧南川副漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧広江漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧東与賀町漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧佐賀市漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧久保田町漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧芦刈漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧福富町漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧白石町北明漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧新有明漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧龍王漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧鹿島市漁業協同組合（鹿島地区）の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧鹿島市漁業協同組合（鹿島町地区）の行使する漁場の区域）

特定養殖佐賀県有明海第九加入区	特定養殖佐賀県有明海第十加入区	特定養殖佐賀県有明海第十一加入区	特定養殖佐賀県有明海第十二加入区	特定養殖佐賀県有明海第十三加入区	特定養殖佐賀県有明海第十四加入区	特定養殖佐賀県有明海第十五加入区	特定養殖佐賀県有明海第十六加入区	特定養殖佐賀県有明海第十七加入区
佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧久保田町漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧芦刈漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧福富町漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧白石町北明漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧新有明漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧龍王漁業協同組合の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧鹿島市漁業協同組合（鹿島地区）の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧鹿島市漁業協同組合（鹿島町地区）の行使する漁場の区域）	佐賀県有明海漁業協同組合の行使する漁場の区域（旧大浦漁業協同組合の行使する漁場の区域）



## ○ 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定によるクリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成19年 9月14日

佐賀県知事 古 川 康

1 試験の期日

平成19年11月15日（木曜日）

2 試験の場所

佐賀市内一丁目3番13号

若楠会館

3 試験の科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 4 受験資格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

5 願書の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

平成19年10月1日（月曜日）から平成19年10月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成19年10月12日までの消印のあるものに限って受け付けます。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

6 願書の提出先

(1) 県内に居住している者は、原則として保健福祉事務所に直接持参し提出すること。ただし、郵送で提出する場合には、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書」と朱書きし、書留郵便で佐賀県健康福祉本部生活衛生課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）あて送付すること。

(2) 県外に居住している者は、原則として佐賀県健康福祉本部生活衛生課に直接持参し提出すること。ただし、郵送で提出する場合には、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書」と朱書きし、書留郵便で佐賀県健康福祉本部生活衛生課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）あて送付すること。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます（口頭での開示請求は、受験者本人以外の方ではできません。）。

受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に生活衛生課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。  
なお、電話、はがき等による請求はできません。

開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
試験科目別得点及び総合得点	合格者発表の日から1か月間	健康福祉本部生活衛生課 佐賀市内一丁目1番59号 (県庁新行政棟3階)

8 その他

受験願書は、平成19年9月3日（月曜日）から10月12日（金曜日）まで配布します。最寄りの保健福祉事務所、佐賀県健康福祉本部生活衛生課又は佐

賀県クリーニング生活衛生同業組合へ請求してください。また、佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) からダウンロードすることもできます。

なお、郵便で請求する場合には、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きし、80円切手をはった返信用封筒を同封して佐賀県健康福祉本部生活衛生課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）まで請求してください。

また、受験願書の配布期間内は過去3年間の試験問題を、県内各保健福祉事務所及びさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において公開します。

その他不明な点については、最寄りの保健福祉事務所又は佐賀県健康福祉本部生活衛生課（電話 0952-25-7077）にお問い合わせください。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備）二位道地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人での土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年11月1日までに佐賀県武雄農林事務所（郵便番号843-0023 武雄市武雄町昭和265番地）に提出してください。

平成19年9月14日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（ため池等整備）二位道地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年9月18日から平成19年10月17日まで

3 縦覧の場所  
武雄市役所

○ 人事委員会事項

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年九月十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷 尚久

●佐賀県人事委員会規則第十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中「建設政策監」を「建設政策監 歳入政策監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 海区漁業調整委員会事項

●佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第十九号

佐賀県有明海区における第一種区画漁業権（のり養殖業）漁場の適正な漁業秩序の維持を図るため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

なお、佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第二号（昭和四十八年九月八日）は、廃止する。

平成十九年九月十四日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 山 崎 龍 馬

一 第一種区画漁業権漁業に基づくのり養殖業を営む者及びその従事者は、当該漁業権行使規則で定められた行使区域までの航路以外へのり網（のり種付をした網）又はのり原藻を搬出しようとするとき、あるいは他地区から搬入しようとするときは、漁業協同組合長が発行する輸送証明書を携帯しなければならない。

二 前号で規定する者以外の者で、のり網又はのり原藻を移動させようとする者は、漁業協同組合長が発行する輸送証明書を携帯しなければならない。

三 第一種区画漁業権漁業ののり養殖施設内に入りする漁船は佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。

●佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第二十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

平成十九年九月十四日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 山 崎 龍 馬

平成十九年九月二十一日から平成二十一年十二月三十一日までの間、次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。

次のア、イ及びウの各点を順に結んだ直線とウから只江川右岸側棧橋の西側縁辺に沿って点エに至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 只江川河口南西側に位置する排水機場（杵島郡白石町新有明農林南部排水機場）から有明海側に突出したコンクリート舗装排水路の先端南西

端

点イ 只江川河口右岸側棧橋（杵島郡白石町新有明漁港一号物揚棧橋）の南

西側に取付けた斜路の先端部北西端

点ウ 点イの斜路の棧橋への取付基部北西端

点エ 只江川河口右岸側棧橋の国営有明干拓堤防への取付基部西端

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年九月十四日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社 古川総合印刷

